【お知らせ】ＲＦＩ公告

情報提供の募集について

海上自衛隊では、航空機用機器の部品修理等に係るＰＢＬ契約（包括契約）による部外委託の可否について検討しており、下記のとおり情報提供を募集しますので、ご協力をお願いします。

平成３１年２月６日

防衛省海上幕僚監部装備計画部航空機課長

記

１　募集の目的

　　情報要求書（ＲＦＩ：Request For Information）に基づく企業からの情報提供により、部品修理等のＰＢＬ契約（包括契約）の仕様に関する妥当性について広く関連情報を収集することを目的としています。

　　ＰＢＬ契約（Performance Based Logistics）：装備品等の維持・整備に係る業務について、部品等の売買契約若しくは製造請負契約又は修理等の役務請負契約の都度、必要な部品の個数や役務の工数に応じた契約を結ぶのではなく、役務の提供等により得られる成果（可動率の維持・向上、修理時間の短縮、安定在庫の確保等のパフォーマンスの達成）に主眼を置いて包括的な業務範囲に対し長期的な契約を結ぶもの。

２　対象機種

捜索・救難機　ＵＳ－２

３　情報提供を希望する企業の要件

（１）第２項に示す航空機について、機器修理及び技術支援に係る業務に関する知識及び技術があること並びに機器修理に係る品質保証を証明できる。

（２）防衛省との直接契約により、第２項で示す航空機に関する機器修理及び技術支援に係る業務についてＰＢＬ契約ができる。

（３）「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）」（防装第９２４６号。２１．７．３１）に基づく体制がとられていること又は計画中であること。

４　応募方法

　　情報提供を希望される企業は、平成３１年３月１５日（金）１５時までに第３項に示す資料及び別紙様式の情報提供希望申請書を第９項に示す担当窓口に提出し、併せて次の項目を証明する具体的資料を添付して下さい。

1. 法令に基づく許可等

資格審査結果通知書（全省統一規格）の写し

1. 納入実績（該当する場合のみ。）

第３項に示す業務の実績

５　募集の流れ

　　情報提供を希望される企業に対しては、海上幕僚監部装備計画部航空機課から情報要求書（ＲＦＩ：Request For Information）を発出し、情報提供を求めます。また、平成３１年２月２７日（水）情報要求書の説明会を実施します。時間・場所等については、担当窓口から連絡します。

６　情報書の提出期限

　　情報要求発出後から約３か月を予定しています。

７　情報提供書の取扱いに関する留意事項

（１）情報提供に要する費用は、貴社の負担です。

（２）提供された情報提供書は返却しません。

（３）提供された情報は、民間企業によるＢＣＡ分析（Business Case analysis）で使用します。その際に、内容に関する質問又はご説明を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（４）貴社が提出された情報提供書は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）による開示請求があった場合、海上自衛隊が開示することを制限した内容を除き、開示することを前提とします。貴社が防衛省以外に公開及び使用の制限を希望するものがある場合は、具体的内容及び妥当性のある理由を明記（様式随意）してください。

（５）情報提供書に対する質問及び確認事項がある場合は、別途ご連絡いたします。

８　その他

ご提供いただいた情報は、将来の新たな事業開始の決定または契約業者を選定するための手続きに一切の影響を与えるものではありません。

９　担当窓口

　　防衛省海上幕僚監部装備計画部航空機課固定翼班

　　担当　３等海佐　小萩沢　優治

　　住所　〒１６２－８８０３　東京都新宿区市ヶ谷５－１

　　電話　０３－３２６８－３１１１（内線５１７３５　Fax５１７１９）

　　E-mail：kohagisawa\_yuji@ext.mso.mod.go.jp

別紙様式

情報提供希望申請書

年　　月　　日

　　　　　　　　　殿

所在地

会社名

代表者名

　当社は、海上自衛隊の「情報提供の募集」（平成３１年　月　日）に基づく、下記の項目について要件を具備（説明資料添付）していますので、同公告の記載内容を了承の上、情報提供することを希望します。

記

海上自衛隊が保有する航空機に搭載されている機器に関する修理及び技術支援に係る業務についてのＰＢＬ調達

【補足】

◎機器修理及び技術支援

「技術支援」は、NAVAIR図書の最新版の提供、製造中止部品の代替部品の提案、修理に関する技術的回答をいう。

◎機器修理に係る品質保証を証明

　国内修理会社においては空補処長承認の「オーバーホール作業基準書」、海外修理会社においては、ロッキード・マーティン社承認の証明書

◎情報セキュリティについて

「情報セキュリティ」体制確認の必要性については、Ｐ－３Ｃの機器修理の包括契約において飛行計画、整備計画飛行実績等の「保護すべき情報」が民側の提供するサービスに必要不可欠なデータであることから、「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）」（防経装第９２４６号。２１．７．３１）に基づく体制が取られている若しくは計画していることを確認する必要がある。

◎ＴＰＴ申請について

　合衆国憲法（United States Code）タイトル２２、セクション２７７７「武器輸出と管理法」（１９７６年発簡　改正を含む）において、米国の兵器システムの所有者が米国政府の書面による許可なしに、第三者（国や民間団体のいずれか）に情報を開示・委譲してはならない、と規定されていることに基づく。